

様式第4号

保有個人情報の外部提供に関する意見照会書

平成30年 7月 9日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 早川 和宏 様

(実施機関名) 川口市長 奥ノ木 信夫

川口市個人情報保護条例第8条第1項第5号により、次のとおり保有個人情報の外部提供を行いたいので、意見を求めます。



業 務 の 名 称	浄化槽法関係指導業務
業 務 の 概 要	浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の受検状況を指定検査機関から徴し、未受検者及び不適合となった浄化槽管理者に改善を指導するもの。
外 部 提 供 先	指定検査機関 (一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会)
外 部 提 供 の 内 容	浄化槽調書及び浄化槽台帳情報のうち、以下の個人情報 浄化槽設置者住所、浄化槽設置者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽管理者氏名
対 象 者 の 範 囲	浄化槽設置者 浄化槽管理者
外 部 提 供 を 行 う 理 由	これまでは、埼玉県が指定検査機関に対し、浄化槽調書及び浄化槽台帳情報を提供していた。 本市が保健所設置市となったことにより、引き続き、指定検査機関に対し、浄化槽調書及び浄化槽台帳情報を提供することが、法定検査の水準を保ち、さらには検査受検率を向上させるうえで必要なため。
担 当 課	環境部環境保全課 電話 048-228-5389 内線 #35-1419
備 考	

浄化槽法に基づく指導に伴う保有個人情報の外部提供について

○諮問理由

浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査（以下「法定検査」という。）は、浄化槽の管理について権限を有する者が同法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関（一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会）へ依頼することにより、受検することとされている。

本市が保有する浄化槽に属する情報と指定検査機関が保有する受検の状況を相互に照合・把握し、法定検査未受検者への受検指導及び適正な浄化槽管理の指導をするため、指定検査機関に浄化槽調書及び浄化槽法関係届出書*から得られる情報（以下「浄化槽台帳情報」という。）を提供することについて、意見を伺うものです。

※ 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽使用開始報告書、浄化槽使用廃止届出書、浄化槽使用（休止・再開）届出書

1 事務の名称・内容等

(1) 事務の名称

浄化槽法関係指導業務

(2) 事務の内容

浄化槽法に基づく水質検査の受検指導

2 提供する保有個人情報・提供方法等

(1) 個人情報を含む提供する情報

ア 浄化槽調書

浄化槽設置場所、浄化槽設置者住所、浄化槽設置者氏名、住居の配管図、浄化槽の種類、処理能力、使用開始日、污水管及び排水方法

イ 浄化槽台帳情報

浄化槽設置場所、浄化槽管理者住所、変更前の浄化槽管理者氏名、変更後の浄化槽管理者氏名、浄化槽の種類、使用開始日、使用廃止日

(2) 目的

これまで、埼玉県が指定検査機関に対し、浄化槽調書及び浄化槽台帳情報を提供していた。

本市が保健所設置市となったことにより、引き続き、指定検査機関に対し、浄化槽調書及び浄化槽台帳情報を提供することが、法定検査の水準を保ち、さらには検査受検率を向上させるうえで必要なため。

(3) 提供方法

ア 浄化槽調書

指定検査機関が来庁し手交する。

イ 浄化槽台帳情報

パスワード設定のうえ電子メールで送信する。

(4) 主管課名

環境部環境保全課

3 利用形態

浄化槽調書及び浄化槽台帳情報を月次で指定検査機関へ提供する。

4 安全管理の確保

電子メール送信時は、使用が許可された外部記録媒体に保管された浄化槽台帳情報を複製しパスワードを設定した後、電子メールで送信する。複製した浄化槽台帳情報は即時削除する。

指定検査機関について

1 指定検査機関とは

指定検査機関とは、浄化槽設置後等の水質検査（浄化槽法7条第1項）および定期の水質検査（同法第11条第1項）の業務を行う者のことであり、都道府県知事が指定することとされている。（同法第57条第1項）

2 埼玉県の指定検査機関

- (1) 一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会（昭和61年3月31日 知事指定）
- (2) 一般社団法人 埼玉県浄化槽協会（昭和62年10月1日 知事指定）

なお、指定検査機関の指定には基準があり、その一つに、一般社団法人または一般財団法人以外の者の指定を認めていない。（浄化槽法施行規則第55条第2項第1号）

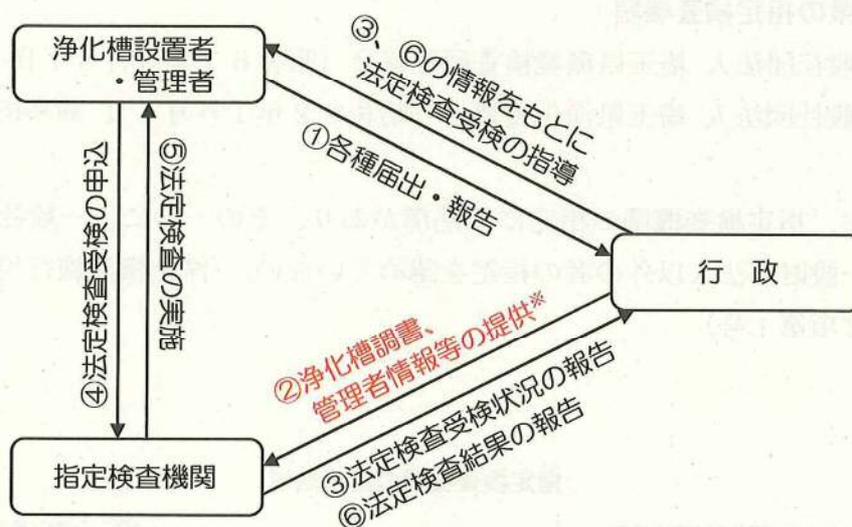
指定検査機関の担当地域



3 指定検査機関と行政、浄化槽管理者等の関係

浄化槽の水質検査（法定検査）の適正な実施、受検率の向上等を図るため、浄化槽の設置、使用開始等に係る情報が、指定検査機関に対し迅速かつ円滑に提供される体制の整備が求められている。（平成7年6月20日付け 衛浄35号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）

法定検査受検指導等の流れ



* 今般、ご審議いただく保有個人情報の外部提供を指す。

4 一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会の沿革（抜粋）

昭和46年(1971)	8月	任意団体埼玉県環境検査研究協会として発足
昭和47年(1972)	5月	社団法人埼玉県環境検査研究協会として知事の認可
昭和55年(1980)	1月	し尿浄化槽の維持管理についての検査機関として大臣の指定 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則)
昭和58年(1983)	5月	浄化槽法が公布される
昭和61年(1986)	3月	浄化槽法第57条の規定による指定検査機関として知事の指定
平成25年(2013)	4月	一般社団法人へ移行
現在に至る		

(案)

平成30年 月 日

川口市長 奥ノ木信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年7月9日付けで意見照会のありました、「浄化槽法関係指導業務」に伴う保有個人情報の外部提供について、審議の結果、適当なものと認めましたので、以下のとおり答申いたします。

記

（意見照会の内容）

1 内容

環境保全課が所管する「浄化槽法関係指導業務」における保有個人情報の外部提供について

2 外部提供先

浄化槽法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関（平成30年7月9日現在の指定検査機関は「一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会」）

3 外部提供を行う個人情報の内容

浄化槽設置者の氏名及び住所、浄化槽管理者の氏名及び住所

4 外部提供の目的

浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査は、浄化槽の管理の権限を有する者が、同法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関へ依頼して、水質検査を受検することとされている。

都道府県では、この水質検査の未受検者に対し受験指導及び適正な浄化槽管理を指導するため、指定検査機関へ浄化槽設置者及び浄化槽管理者の個人情報を提供し、受検状況の把握を行っている。平成29年度までは、埼玉県

が指定検査機関へ個人情報の提供を行っていたが、今年度から川口市が中核市に移行したことに伴い、上記事務を川口市が行うことから、従来の検査水準の保持及び受検率の向上を図るため、市が保有する個人情報を指定検査機関へ提供し、受検状況を把握することを目的とする。

5 外部提供期間

平成30年 月 日～

6 個人情報の保護措置

外部提供する個人情報について、外部提供元は外部提供先に対して条例等に則り、個人情報の保護に適切な措置を行うことを義務付けるものとする。